**長野県告示第108号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和5年2月27日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	令和8年3月31日
佐久穂町立千曲病院	南佐久郡佐久穂町大字高野町328	令和8年3月19日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター	佐久市中込3400-28	令和8年2月28日

医療政策課

長野県告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・4・46号川中島幹線
- 3 事業施行期間
平成27年7月23日から
令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

長野県伊那建設事務所長 石田 良成

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字伊那富字仮宿924番の4地先から 上伊那郡辰野町大字伊那富字タツ所819番地先まで	旧	m 7.8～14.5	km 0.4185

同	上	新	11.5 ~ 21.5	0.4185
---	---	---	-------------	--------

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那生田飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
伊那市東春近11番の1地先から 伊那市東春近9番の1地先まで	旧	m 8.6 ~ 14.3	km 0.1170
同 上	新	9.7 ~ 14.8	0.1170

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那北殿線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡南箕輪村3722番の1地先から 上伊那郡南箕輪村3629番地先まで	旧	m 5.0 ~ 6.5	km 0.0215
同 上	新	5.6 ~ 15.4	0.0215

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野戸隠線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字広瀬字下沢浦沖2794番地先から 長野市大字入山字影山東道下789番の1地先まで	旧	m 7.8 ~ 20.9	km 0.1600
同 上	新	9.8 ~ 20.9	0.1600

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年3月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 路線名 長野戸隠線
- 2 供用を開始する区間
長野市大字広瀬字下沢浦沖2794番地先から
長野市大字入山字影山東道下789番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和5年2月27日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 路線名 七曲西原線
- 2 供用を開始する区間
下高井郡木島平村大字住郷字梨ノ木2052番の1地先から
下高井郡木島平村大字住郷字梨ノ木2069番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和5年2月27日

道路管理課

長野県公安委員会告示第10号

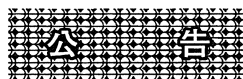
長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年長野県公安委員会規則第7号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項を次のとおり告示し、令和5年3月1日から施行します。

令和5年2月27日

長野県公安委員会委員長 山 田 千代子

名 称	条 項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条 第28条第2項 第28条第3項（第1号のイ及び第2号のイを除く。） 第31条第1項 第32条 第33条第1項 第41条

会 計 課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和5年2月27日

長野県知事 阿 部 守 一